



# 一票は 私にできる 意思表示

平成22年度福井県明るい選挙啓発用語 最優秀賞 石田 万葉さん(福井市)

# 4月10日 県議会議員選挙 4月24日 市長・市議会議員選挙

## 投票時間 午前7時～午後8時

(白木1・2丁目) 午後7時まで



### 入場券は郵送します

#### ●入場券は直接郵送します

入場券は、1人1通のハガキとなります。投票所には入場券を忘れずにお持ちください。

●届かないときは問い合わせを  
有権者全員の入場券を一斉に郵送します。

知事・県議会議員選挙については4月7日(木)、市長・市議会議員選挙については4月22日(金)までに届かない場合、市選挙管理委員会へ問い合わせください。

●なお、入場券は他の郵便物等に付着している場合などもあり  
ますので、ご注意ください。

●投票は指定された投票所で  
投票所は入場券に書いてあります。確認のうえ、指定された  
場所で投票してください。

### 一部の投票所が変わります

投票所が 変わる地区	今までの投票所
刀根、杉箸	杉箸集会場 刀根公会堂

### 投票できる方

この選挙で投票できる方は、次の要件を満たし選挙人名簿に登録されている方です。

#### ●知事選挙

平成3年4月11日以前に生まれた方で、平成22年12月23日以前から「敦賀市」に住所があり、引き続き住民基本台帳に登録されている方

#### ●県議会議員選挙

平成3年4月11日以前に生ま

れた方で、平成22年12月31日以前から「敦賀市」に住所があり、引き続き住民基本台帳に登録されている方

#### ●市長・市議会議員選挙

平成3年4月25日以前に生まれた方で、平成23年1月16日以前から「敦賀市」に住所があり、引き続き住民基本台帳に登録されている方

### 最近住所を変更した方住所を変更する方

#### ●市内で転居した場合

市内で住所が変わった方は、投票所が以前の住所地での投票所となる場合がありますので、入場券でお確かめください。

#### ●市外へ転出した場合

一 知事・県議会議員選挙  
本市の選挙人名簿に登録

### ●市外から転入した場合

#### 一 知事・県議会議員選挙

県内の他の市町の選挙人名簿に登録され、平成23年1月1日以後に「敦賀市」へ転入のため住所変更手続きをした方で、その転入が1回限りである場合は、転入する前の市町の投票所(期日前投票所含む)で投票ができます。また、転入前の市町の各投票所に行けない場合は、「転入する前の市町に不在者投票の請求をすることができ

#### 二 市長・市議会議員選挙

「敦賀市」へ転入のための住所変更手続きが平成23年1月17日以後の場合には選挙権はありません。

### 期日前投票で投票しやすくなりました

投票日に、仕事や旅行、冠婚葬祭等の用事があるなど一定の事由に該当すると見込まれる方は、期日前投票ができます。

※投票の際には、宣誓書に住所氏名等必要事項を記入するとともに、記載されている一定の事由の中から、自分が該当するものを選択します。

#### ●期日前投票のできる期間・場所

【知事選挙】  
3月25日(金)～4月9日(出)

【県議会議員選挙】  
4月2日(出)～4月9日(出)

【市長・市議会議員選挙】  
4月18日(月)～4月23日(出)

いずれも

午前8時30分から午後8時まで  
(土・日曜日を含む。)

場所 市役所4階講堂

※入場券が届いている場合は、入場券をご持参ください。

### 郵便等による不在者投票(重度の障がいがある方)

身体に重度の障がいがあり、次のいずれかに該当し自ら投票の記載をすることができない方は、郵便等による不在者投票ができます。

#### ●身体障害者手帳を持っている方

①両下肢、体幹、移動機能に1級か2級の障がいがある方  
②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸に1級か3級の障がいがある方  
③免疫、肝臓に1級から3級までの障がいがある方

#### ●戦傷病者手帳を持っている方

①両下肢、体幹に特別項症から第2項症までの障がいがある方  
②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓に特別項症から第3項症までの障がいがある方

#### ●介護保険の被保険者証を持っている方

要介護状態区分が要介護5である方

#### ●投票用紙を請求できる期間

【知事・県議会議員選挙】  
4月6日(水)まで

【市長・市議会議員選挙】  
4月20日(水)まで

※郵便等による不在者投票を請求するには、「郵便等投票証明書」が必要です。市選挙管理委員会に手帳等を添えて交付申請してください。

### 郵便等による不在者投票における代理記載制度

身体に重度の障がいがあり、次のいずれかに該当し自ら投票の記載をすることができない方

され、平成23年1月1日以後に県内の他の市町へ転出のため住所変更手続きをした方で、その転出が1回限りである場合は、本市の投票所(期日前投票所を含む)で投票ができます。また、本市の各投票所に来られない場合は、本市に不在者投票の請求をすることができ

ます。  
いずれの場合も、県内の市町長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が必要です。

#### 二 市長・市議会議員選挙

投票日まで他の市町村へ転出した方は、市長・市議会議員選挙のいずれも投票はできません。

は、あらかじめ市選挙管理委員会の委員長に届け出た方(選挙権を有する方に限る。)に投票に関する代理記載をさせることができます。

#### ●身体障害者手帳を持っている方

上肢または視覚に1級の障がいがある方  
●戦傷病者手帳を持っている方  
上肢または視覚に特別項症から第2項症の障がいがある方

※代理記載の方法による投票を行うためには、「郵便等投票証明書」の交付申請に加えて、あらかじめ代理記載の方法による投票を行うことができる方であることの証明手續および代理記載人となるべき方の届出の手續を行っておく必要があります。

### 代理投票・点字投票

字が書けない方は「代理投票」を投票所の係員に申し出てくださ

さい。  
また、目の不自由な方のために、各投票所に点字器と点字投票用紙を用意してありますので、係員に申し出てください。